

# 九州厚生局長への届出施設基準等

2026 年 7 月 1 日

## 回復期リハビリテーション病棟入院料 1（西3病棟・56床）

療養病棟では、1日に13人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と1日に6人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

午前8時30分～午後5時15分（日勤時間帯）まで、看護職員1人当たりの受け持つ患者数は8人以内です。

午前8時30分～午後5時15分（日勤時間帯）まで、看護補助者1人当たりの受け持つ患者数は10人以内です。

午後5時～翌日午前8時30分（夜勤時間帯）まで、看護職員・看護補助者1人当たりの受け持つ患者数は9人以内です。

## 回復期リハビリテーション病棟入院料 3（東4病棟・52床）

一般病棟では、1日に15人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と1日に6人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

午前8時30分～午後5時15分（日勤時間帯）まで、看護職員1人当たりの受け持つ患者数は6人以内です。

午前8時30分～午後5時15分（日勤時間帯）まで、看護補助者1人当たりの受け持つ患者数は10人以内です。

午後5時～翌日午前8時30分（夜勤時間帯）まで、看護職員・看護補助者1人当たりの受け持つ患者数は9人以内です。

## 地域包括ケア病棟入院料（西4病棟・52床）

一般病棟では、1日に16人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

午前8時30分～午後5時15分（日勤時間帯）まで、看護職員1人当たりの受け持つ患者数は5人以内です。

午後5時～翌日午前8時30分（夜勤時間帯）まで、看護職員1人当たりの受け持つ患者数は9人以内です。

## 基本診療料の施設基準

- ・地域包括ケア病棟入院料 1（看護職員配置加算・看護補助・患者ケア体制充実加算 1・看護職員夜間配置加算）
- ・回復期リハビリテーション病棟入院料 1（回復期リハビリテーション強化体制加算）
- ・回復期リハビリテーション病棟入院料 3
- ・入退院支援加算
- ・療養病棟療養環境加算 1
- ・療養環境加算
- ・感染対策向上加算 2
- ・医療安全対策加算 2
- ・認知症ケア加算
- ・電子的診療情報連携体制整備加算 1
- ・排尿自立支援加算
- ・地域支援・医薬品供給対応体制加算 1
- ・栄養サポートチーム加算
- ・データ提出加算
- ・救急医療管理加算
- ・救急患者連携搬送料
- ・継続的に質上げに係る取り組みを実施している保険医療機関の基準

## 持掲診療料

- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注 5
  - ・入院ベースアップ評価料 87
  - ・心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）
  - ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
  - ・呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
  - ・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
  - ・二次性骨折予防継続管理料 2
  - ・がん性疼痛緩和指導管理料
  - ・がん治療連携指導料
  - ・検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価
  - ・口腔管理連携加算
  - ・CPAP 充実管理体制加算
  - ・在宅療養支援病院
  - ・在宅時医学総合管理料及び施設入居等医学総合管理料
  - ・療養・就労両立支援指導料 注 3）相談支援加算
  - ・外来排尿自立指導料
  - ・酸素の購入単価
  - ・薬剤管理指導料
  - ・検体検査管理加算（Ⅱ）
  - ・時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
  - ・コンピューター断層撮影
  - ・心臓ペースメーカー指導管理料の注 5 に掲げる遠隔モニタリング加算
  - ・神経学的検査
  - ・CPAP 遠隔モニタリング
- ・医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に規定する手術（胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む）

## 入院時食事療養費・入院時生活療養費

- ・入院時食事療養／生活療養（Ⅰ）

## 保険外併用療養費について

- ・特別の療養環境の提供 ※別紙参照

## 保険外負担について ※別紙参照

## 当院の職員以外の方による看護（付添看護）について

当院では、患者様ご負担による付添看護はお断りしております。しかし、患者様の病状により又は治療に対するご理解が困難な患者様の場合は医師の許可のもとご家族等患者様のご負担によらない方が付き添うことは可能です。